

別表第 1 （第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立中央公民館	第 1 会議室	1 時間当たり	300円
	第 2 会議室	1 時間当たり	300円
	第 3 会議室	1 時間当たり	300円
	第 4 会議室	1 時間当たり	100円
	第 5 会議室	1 時間当たり	200円
	第 6 会議室	1 時間当たり	100円
	第 7 会議室	1 時間当たり	500円
	多目的ホール	1 時間当たり	1,000円

備考

- 1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが使用する場合は、使用区分に応じて本表に規定する使用料（以下「規定使用料」という。）にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第 2 （第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）
		使用料（1 時間当たり）
木更津市立富来田公民館	保育室	100円
	茶室	100円
	和室	100円
	会議室	100円
	第 1 研修室	200円

	第2研修室	200円
	調理実習室	200円
	体育室	300円
	工芸実習室	300円
	多目的ホール	500円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立岩根公民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	200円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第 4（第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立鎌足公 民館	図書室	1 時間当たり	100円
	学習室	1 時間当たり	100円
	工作室	1 時間当たり	100円
	調理実習室	1 時間当たり	100円
	和室	1 時間当たり	200円
	研修室	1 時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1 回の使用につき	素焼き 1,030円 本焼き 2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表、別表第 6、別表第11及び別表第13において同じ。）にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第 5（第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）
		使用料（1 時間当たり）
木更津市立中郷公 民館	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第 1 研修室	100円
	第 2 研修室	100円
	第 3 研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第 6（第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立富岡公民館	第 1 ・ 第 2 集会室	1 時間当たり	200円
	会議室	1 時間当たり	100円
	研修室	1 時間当たり	100円
	和室	1 時間当たり	100円
	陶芸用電気窯	1 回の使用につき	素焼き 1, 030円 本焼き 2, 060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第 7（第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）
		使用料（1 時間当たり）
木更津市立文京公民館	保育室	100円
	学習室	100円
	休養室	200円

	集会室	400円
--	-----	------

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第8（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立八幡台 公民館	第1・第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	調理実習室	100円
	和室	100円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第9（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立東清公 民館	第1研修室	300円
	第2研修室	100円
	和室	100円

	調理実習室	200円
--	-------	------

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第10（第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）
		使用料（1 時間当たり）
木更津市立清見台 公民館	和室	100円
	第 1 研修室	300円
	第 2 研修室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第11（第 9 条第 2 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立畑沢公 民館	保育室	1 時間当たり	100円
	第 1 学習室	1 時間当たり	100円
	第 2 学習室	1 時間当たり	100円

	第3学習室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	100円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第12（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立岩根西 公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第13（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立西清川 公民館	第1学習室	1時間当たり	100円
	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室・調理 実習室	1時間当たり	200円
	第4学習室	1時間当たり	100円
	保育室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	200円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円
			本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第14（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立波岡公 民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円

	集会室	400円
--	-----	------

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第15（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立桜井公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。